

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、内海町安田三五郎池土地改良区が単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三五郎地区を行うことについて令和4年6月6日認可した。

令和4年6月14日

香川県知事 浜 田 恵 造